

要届出管理区域台帳

大阪市

整 理 番 号	整-30-2	指 定 年 月 日 ・ 指 定 番 号	平成 31 年 3 月 29 日 届管指－10 号	所 在 地	大阪市住之江区南港南一丁目 15 番 1 の一部	
調 製 ・ 訂 正 年 月 日		平成 31 年 3 月 29 日調製、令和 3 年 7 月 14 日訂正、令和 4 年 8 月 23 日訂正				
要届出管理区域の概況			もと焼却工場（もと南港工場）敷地	面 積	3,160 m ²	
条例第 81 条の 21 の 4 の 3 第 3 項の規定に基づき指定された要届出管理区域 にあっては、その旨						
最大形質変更深さより 1 メートルを超える深さの位置について試料採取等の 対象としなかった土壤汚染状況調査の結果により指定された要届出管理区域 にあっては、その旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び管 理有害物質の種類						
土壤汚染のおそれの把握、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等 を省略した土壤汚染状況調査の結果により指定された要届出管理区域に あっては、その旨及び当該省略の理由				一部の区域について、施行規則第 48 条の 16 第 1 項の規定に基 づく試料採取を省略（事業の円滑化のため）		
汚染の除去等の措置が講じられた要届出管理区域にあっては、その旨及び 当該汚染の除去等の措置						
第 48 条の 50 各号に該当する区域にあっては、その旨						
要届出管理区 域内の土壌の 汚染状態	報告受付年月日	指定に係る管理有害物質の種類	適合しない基準項目		指定調査機関の名称	
	平成 31 年 2 月 22 日	ダイオキシン類	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		帝人エコ・サイエンス 株式会社 ユーロフィン日本環 境株式会社 HSS エンジニヤリン グ株式会社	

土地の形質の 変更の実施状 況	届出（着手）時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壌搬出	汚染土壌の処理方法
	令和３年７月	令和４年５月	基礎撤去、杭打設、基礎設置、舗装	株式会社 HIRAYAMA	有・無	
					有・無	
					有・無	
					有・無	